



三重県公報

令和2年8月14日 (金)

第 132 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-1 (三重県職員退職手当支給条例施行規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
人 事 委 ・ 教 育 委 規 則			
4	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	2
告 示			
531	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	3
532	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	3
533	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	3
534	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	4
535	証紙の販売人の住所を変更した旨の届出	(出 納 局)	4
公 告			
	土地改良区清算人の就任の届出	(農 地 調 整 課)	5
	土地改良事業の工事の完了	(同)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	6

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年八月十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). The 'After' column shows a change in Article 10 regarding unemployment benefits for those who resign during a specific period, while the 'Before' column is identical to the original rule.

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県人事委員会規則七十一（三重県職員退職手当支給条例施行規則）附則第四項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

人事委規則
教育委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年八月十四日

三重県人事委員会委員長 竹川博子
三重県教育委員会教育長 木平芳定

三重県人事委員会規則 第四号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns show the same text: 附則 1~3 (略) (Annex 1-3 (略)).

<p>4 条例第十条の規定による失業者の退職手当に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四に規定する離職の日に相当する期間内である者に対する第十条の二の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次に掲げる者」とする。</p>
--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則附則第四項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

告 示

三重県告示第 531 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2470303534	まごのてヘルパーステーション	鈴鹿市末広北 2 丁目 7-48 ウッドベルタ ワー501号	株式会社ライフケアサ ービスまごのて	令 和 2 年 8 月 1 日	訪問介護
2470703782	ヘルパーステーション ア クア	松阪市川井町 555-1	株式会社けやきメディ カル	令 和 2 年 8 月 1 日	訪問介護
2470703808	訪問介護事業所 おりがみ さん	松阪市垣鼻町 1034 番地 5	株式会社円陣	令 和 2 年 8 月 1 日	訪問介護
2462890142	ネクスト	度会郡玉城町妙法寺 398-1	株式会社ネクスト	令 和 2 年 8 月 1 日	訪問看護
2470703790	デイサービス アクア	松阪市川井町 555-1	株式会社けやきメディ カル	令 和 2 年 8 月 1 日	通所介護

三重県告示第 532 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2462890142	ネクスト	度会郡玉城町妙法寺 398-1	株式会社ネクスト	令 和 2 年 8 月 1 日	介護予防 訪問看護

三重県告示第 533 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市尾平町字川田 1600 番 1 地先内	旧	29.5~42.1	27.3
	新	29.5~40.6	27.3

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市西庄内町字北山 130 番 1 地先内	旧	5.0~12.4	20.5
	新	5.0~12.4	20.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野川紀和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市紀和町大河内字三浦 565 番 3 地先内	旧	5.6~13.8	44.3
	新	8.5~17.7	44.3

三重県告示第 534 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市関線	鈴鹿市西庄内町字北山 131 番 1 地先から 鈴鹿市西庄内町字北山 134 番 1 地先まで	令和 2 年 8 月 14 日
県道 六軒鎌田線	松阪市松崎浦町字栄 584 番地先から 松阪市松ヶ島町字薬師前 853 番地先まで	令和 2 年 8 月 25 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字浅間 4845 番地先内	令和 2 年 8 月 14 日
県道 七色峡線	熊野市井戸町字小太郎 4185 番 3 地先から 熊野市井戸町字小太郎 4185 番 25 地先まで	令和 2 年 8 月 14 日
県道 御浜紀和線	南牟婁郡御浜町大字柿原字蘆原 68 番地先から 南牟婁郡御浜町大字柿原字惣作 128 番 1 地先まで	令和 2 年 8 月 27 日
県道 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町高岡字向井 616 番 1 地先内	令和 2 年 8 月 14 日

三重県告示第 535 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の氏名（名称）	住 所		変更年月日
	旧	新	
一般社団法人 三重県建築士事務所協会桑名支部	三重県桑名市蓮花寺 979-120	三重県桑名市安永 1886	令和 2 年 6 月 3 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加佐登土地改良区（鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号）

就任清算人

鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号

〃 上田町 386 番地

〃 加佐登一丁目 26 番 26 号

〃 上野町 43 番地

〃 加佐登一丁目 10 番 20 号

〃 上田町 953 番地

〃 石薬師町 34 番地

〃 上田町 578 番地の 1

〃 加佐登二丁目 11 番 8 号

野 口 公 生

川 北 次 夫

井 分 功

伊 藤 貢

守 藤 武

市 川 正 之

市 川 壯 文

藤 田 隆 久

岡 田 光 二

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
県営基幹農業水利施設ストックマネジメント事業	服部川沿岸 2 期地区	令和 2 年 4 月 28 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 7 月 20 日から同年 11 月 30 日まで
- 3 作業地域
四日市市河原田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県企業庁南勢水道事務所長から通知がありました。

令和 2 年 8 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 2 年 7 月 27 日から令和 3 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
伊勢市朝熊町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量

を実施する旨、明和町長から通知がありました。

令和2年8月14日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図数値化）
- 2 作業期間
令和2年6月26日から令和3年3月30日まで
- 3 作業地域
多気郡明和町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和2年7月22日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和2年8月14日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市安濃町中川

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
